

岡崎市こども発達センター等整備運営事業の優先交渉権者の決定について（速報）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第8条第1項の規定により、優先交渉権者及び次点交渉権者を下記のとおり決定しましたので公表します。

なお、PFI法第11条第1項の規定による客観的評価の結果につきましては、岡崎市こども発達センター等整備事業者選定審査委員会における審査講評を添えて、後日、公表する予定です。

平成27年2月4日

岡崎市長 内田 康宏

記

1 優先交渉権者

グループ名	酒部建設グループ
代表企業	酒部建設株式会社
協力企業	株式会社西井都市建築設計事務所 社会福祉法人岡崎市福祉事業団 一般社団法人岡崎パブリックサービス 株式会社大林組 サンエイ株式会社 サービス事業部西三サービスグループ

2 次点交渉権者

グループ名	三菱UFJリースグループ
代表企業	三菱UFJリース株式会社
構成企業 (代表企業を除く)	株式会社フジタ 名古屋支店 小原建設株式会社 太平ビルサービス株式会社 岡崎事務所
協力企業	株式会社環境デザイン研究所 社会福祉法人岡崎市福祉事業団